

■ 第三者評価

(1) 標準的な利用者アンケートの方法

保護者全員にアンケート用紙、第三者評価の概要と協力依頼書、返信用封筒を配布いたします。アンケートには福祉サービス第三者評価の共通評価項目、当評価機関による追加項目及び自由記述欄が設けられています。記入後は、個人が特定できないよう返信用封筒に封をして直接ポストへの投函と園内に設置した箱での回収を並行して行い集計します。

(2) 標準的な事業者評価の方法

経営者層

所定の、事業所プロフィール、事業評価、サービス評価について経営者層の方の合意により記入していただき、当評価機関で事前分析を行います。それをもとに、訪問調査を実施いたします。

全職員

全職員を対象に第三者評価に関する説明会を実施いたします。その後、事業評価及びサービス評価について、すべての職員の方に記入していただきます。記入後は、個人が特定できないよう返信用封筒にて直接当評価機関への郵送、もしくは園内に設置した箱で回収後、当評価機関で事前分析を行い訪問調査の参考にいたします。

訪問調査

評価者及び調査協力者が施設にうかがい、調査票の内容に関し詳しくお話をうかがうと共に関連帳票等の確認をさせていただきます。その際、施設内の見学をさせていただきます。また、昼食時に施設内で利用者に同席させていただくようお願いいたします。

(3) 標準的な料金体系(説明会の開催、各種帳票類、交通費等、諸費用、消費税を含みます)

施設種別	定員規模	評価料金
認可保育所	一律	600,000円
認証保育所	一律	500,000円～

※認証保育所は事業規模に応じてご相談ください